

有限会社マルチメディアネットワーク リゾートビラ雨晴
(介護予防) 特定施設入居者生活介護事業 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、有限会社マルチメディアネットワークが設置運営する特定施設入居者生活介護事業の適正な運営を確保する為の人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要支援または要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という）に対し、適切な特定施設入居者生活介護（以下「特定施設サービス」という）を提供することを目的とする。

(基本方針)

第2条 要介護者が特定施設において可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、必要な日常生活上の援助および日々の暮らしの支援を行うことにより、要介護者の孤立感の解消および心身機能の維持並びに要介護者家族の身体および精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第3条 当事業所において提供する特定施設サービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示に主旨および内容に沿ったものとする。

- ① 利用者的心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、適切な特定施設サービスを提供する。
- ② 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう特定施設サービスを提供する。
- ③ 特定施設サービスの提供にあたっては、特定施設入居者生活介護計画に基き、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練およびその者が日常生活を営む事ができる様必要なサービスを提供する。
- ④ 特定施設サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うこととを旨とし、利用者または家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。
- ⑤ 利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目的を設定し、計画的に行う。
- ⑥ 提供する特定施設サービスの質の評価を行うと共に、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図る。
- ⑦ 当事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称)

第4条 事業所の名称を次の通りとする。

介護付有料老人ホーム リゾートビラ雨晴

(事業所の所在地)

第5条 事業所の所在地は次の通りとする。

富山県高岡市太田伊勢領 1511-13

電話番号 0766-45-0117 FAX番号 0766-45-0155

介護保険指定番号 1670201548

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する従業員の職種、員数は「重要事項説明書」に記載の通りであり、必要職については法令の定めるところによる。及び職務内容は次の通りとする。

従業員の職種	員 数	職務 内 容
管理者	1	事業所を代表し、業務の総括にあたる。
介護職員	10 以上	特定施設入居者生活介護計画に基づくサービスの提供にあたるに際し、利用者の心身の状況に応じ、自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な介助を行う。
計画作成担当者	1	利用者の心身の状況を的確に把握し、適切なサービスが提供されるよう他職種と共同し介護計画作成の取りまとめを行う。
生活相談員	1	利用者及び利用者家族の必要な相談に応ずるとともに、利用者がサービス利用中充実した日常生活をおくことができるよう環境作りに心がける。
看護職員	1	利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者のかかりつけ医等の関係医療機関との連携を行う。 緊急事態発生時には、的確な対応を行う。
栄養士	1	利用者の食事について、栄養ならびに利用者の身体の状況、病状および嗜好を考慮し、計画的な食事の提供を行う。食材の仕入、調理、食事の提供まで一貫して、衛生管理を適切に行う。
機能訓練指導員	1	利用者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活をする上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(利用定員および居室数)

第7条 当施設の特定施設サービス利用定員および居室数は次の通りとする。

- ① 利用定員 24名
- ② 居室数 33室

(利用の開始と終了)

第8条 特定施設利用の開始と終了の取扱について、次の通りとする。

特定施設サービス利用開始時においては、65歳以上で介護保険制度の要支援または要介護状態と認定された者とする。

- ① 利用契約締結に際しては、居住費の合計 2 ヶ月を保証金として申し受けることとする。
ただし、特定施設サービスを伴わない既入居者についてはこの限りではない。
- ② 利用者が、介護の認定更新において、自立と認定された場合は、特定施設サービスの利用を終了することとする。
- ③ 利用者が死亡した場合
- ④ 利用者またはその家族が第 10 条に基づき契約の解除を通告し、その指定した日をもって終了することとする。
- ⑤ 当施設が第 9 条に基づき契約の解除を通告し、予告期間を満了した日をもって終了することとする。
- ⑥ 利用者が医師の判断等により入院治療を必要とする場合、及び施設が利用者に対し必要なサービスを提供することが困難である場合は、施設は利用者またはその家族の同意を得た上で、特定施設サービスの契約を終了し、適切な他の介護保険施設、医療機関を紹介する等の必要な措置を講ずることとする。
- ⑦ 特定施設サービス利用者の退居に際しては、適切な指導を行うとともに居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療・福祉サービスの提供者との密接な連携を図ることとする。

(施設側からの契約の解除)

第 9 条 当施設側からの特定施設サービス契約の解除について、次の通りとする。

- ① 利用者が、利用料金を 2 ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず 30 日間以内に支払われない場合には、当該契約を解除し施設からの退居手続をとることとする。
- ② 伝染性疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認め、かつ利用者の退去の必要があるときは、当該契約を解除し退居手続をとることとする。
- ③ 利用者の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することが出来ないと事業者が判断したときは、当該契約を解除し退居手続をとることとする。
- ④ 利用者またはその家族が、当施設、当施設職員または他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為または反社会的行為を行った場合には、当該契約を解除し退居手続をとることとする。
- ⑤ 利用者またはその家族が、故意に法令その他当該利用契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないと事業者が判断したときは、当該契約を解除し退去手続をとることとする。
- ⑥ 火災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることが出来なくなった場合には、当該契約を解除し退居手続をとることとする。

(利用者側からの契約の解除)

第 10 条 利用者側からの特定施設サービス契約の解除について、次の通りとする。

- ① 利用者が、特定施設サービスの利用から他の居宅サービスの利用への切り替えを希

望される場合は、当該契約を解除することができる。

ただし、退去を伴う場合は、30日前に退居の意志表明することにより、当該契約を解約させることができる。

(提供するサービスの内容)

第11条 提供する特定施設サービスの内容は、次の通り。

種類	内 容
食事の介助	<ul style="list-style-type: none">栄養と利用者の身体状況に配慮した、食事を提供する。(栄養士による栄養指導)食事摂取の介助。食事時間 朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～
排泄の介助	<ul style="list-style-type: none">利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行う。 おむつを使用されている利用者については、適宜の交換を行うとともに、必要な場合にはこれを超えて交換し、適宜トイレ誘導を行う。
入浴の介助	<ul style="list-style-type: none">週2回以上の入浴または清拭を行う。利用者本人の希望時間に入浴することができる。(9:30～15:00)
着替え等の介助	<ul style="list-style-type: none">寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮する。生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮する。個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助する。シーツ交換は必要に応じて適宜交換する。
健康管理	<ul style="list-style-type: none">毎朝、体温・血圧を調べ、隨時健康管理をおこなう。緊急等必要な場合には主治医あるいは、協力医療機関等に責任を持って引き継ぐ。
相談および援助	<ul style="list-style-type: none">当施設は、入所者およびその家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努める。

(利用料)

利用負担の額を以下のとおりとする。

- ① 指定特定入居者生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定特定入居者生活介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、その額に利用者の介護保険負担割合証に記載の自己負担割合を乗じた額とする。
- ② 前項に掲げる利用料のほかは、次の費用の支払を受けることができるもとする。

※以下は介護保険適用外負担金額です。

居住費 (含む管理費)	Aタイプ	2室	5, 360円／日 (内管理費920円)
	Bタイプ	4室	5, 060円／日 (内管理費920円)
	Cタイプ	1室	4, 560円／日 (内管理費920円)
	Dタイプ	1室	4, 380円／日 (内管理費920円)
	Eタイプ	18室	1, 820円／日 (内管理費920円)
	Fタイプ	7室	1, 740円／日 (内管理費920円)
	※	外泊の日についても居住費は負担	
冷暖房費		月 5, 000円 (税別)	
食費		1日 1, 610円 (税別) 朝食 523円 昼食 540円 夕食 547円 但し、前日までに外出等で食事を摂られない申し出があった場合は、差し引きます	
おむつ代		実費相当を頂きます	
理美容代		実費相当を頂きます	
寝具洗濯代		洗濯機で洗えない掛布団、敷布団 1, 572円 (税込) なお、定期リネン交換は無料	
通院診療費		一部負担	
電気機器使用料		持込1台につき53円 (税込) (対象機器：電気ポット・テレビ・電気毛布等)	
アクティビティ		各種のイベント／季節行事を企画・実施します。 (内容によっては、事前にご了解を得て、別途費用のご負担をいただく場合があります。) 個人で選択できる趣味活動を提案いたします。材料費等の実費のみ、ご希望者様にご負担いただく場合があります。 例) 手芸、書道等	
その他		日常生活において通常必要となる費用で、利用者様が負担すべき費用は実費を頂きます 例) テイッシュ等	

(料金の支払い等)

第12条 料金の支払期限と支払方法は、次の通りとする。

支払方法	利用者指定口座からの引落し
収納機関	金融機関 各支店
引落し日	毎月27日に前月利用分を引落し。
書類手続	利用開始時または、変更時
引落しきかない場合	当社へ振り込み、もしくは、月末まで窓口まで現金持参

(施設の利用にあたっての留意事項)

第13条 施設の利用にあたっての留意事項は、次のとおりとする。

- ① 利用者は、事業所の従業者の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。
 - ② 利用者が外出・外泊を希望する場合には、施設側に届け出るものとする。
 - ③ 利用者は、健康に留意するもとする。
 - ④ 利用者は、清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。
- 2 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。
- ① 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
 - ② 嘘利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動を行うこと。
 - ③ けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
 - ④ 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
 - ⑤ 指定した場所以外の場所で火気を用いること。
 - ⑥ 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

(事故発生時の対応)

第14条 特定施設サービスの提供により利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うこととする。

- 2 事故が発生した場合には、その事故の状況および事故に際して取った処置について記録することとする。
- 3 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じることとする。

(衛生管理)

第15条 特定施設サービスに使用する備品等は清潔を保持するため、毎日、清掃・消毒を施すなど、常に衛生管理に留意することとする。

- 2 職員へは、研修会や勉強会を通じて感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図ることとする。

(緊急時の対応)

第16条 緊急時の対応方法は、次の通りとする。

- 1 定施設サービスの提供中に利用者の病状に急変が生じた場合は、速やかに主治医、救急隊、利用者ご家族等への連絡をすることとする。
- 主治医との連絡ならびに指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

(協力医療機関等)

第17条 協力医療機関及び協力歯科医療機関及び事業所は、次の通り。

協力医療機関	高岡ふしき病院 高岡市伏木古府元町 8-5 T E L 0766-44-1181	診療科目 内科、消化器科、外科、脳神経科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科
--------	------------------------------------------------	--------------------------------------

協力医療機関	雨晴クリニック 高岡市太田桜谷 23-1 T E L 0766-44-8061	診療科目 内科、精神科
協力歯科医療機関	桶家歯科医院 氷見市窪 1220-3 T E L 0766-91-1109	診療科目 歯科
協力機能訓練事業所	医療社団法人 明寿会 高岡市太田 23-1 T E L 0766-44-8061	診療科目 機能訓練

(身体拘束)

第18条 事業者は、特定施設入居者生活介護を提供するにあたって、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないこととする。

- 2 前項の身体的拘束等を行なう場合には、その態様及び時間、その他の利用者の心身の状況及び緊急止むを得ない理由を記録することとする。
- 3 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回開催し、その結果について介護職員とその他従業員に周知徹底を図る。また身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(虐待の防止策)

第19条 事業者は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(非常災害対策)

第21条 施設従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、従業者の中から防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、施設はこの計画に基づき、年2回避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(苦情処理)

第22条 提供した特定施設サービスに関する利用者およびその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受け付け窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者またはその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

具体的には、相談窓口、苦情処理の体制および手順等、当施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者またはその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示する。

- 2 提供した特定施設サービスに関する利用者およびその家族からの苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行うものとする。
- 4 提供した特定施設サービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 5 市町村からの求めがあった場合には、改善内容を市町村に報告する。
- 6 提供した特定施設サービスに係る利用者またはその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 7 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会報告する。

(相談・苦情窓口)

第23条 相談・苦情窓口は、次の通り

利用者及び扶養者は、当施設の提供する施設サービスに対しての要望又は苦情等について、相談窓口担当者に申し出ることができる。

お客様相談窓口 相談受付時間 9：00～16：00

2 当事業所以外の、相談や苦情などについての窓口は下記の通り。

高岡市長寿福祉課 高岡市広小路 7-50	電話 0766-20-1334
富山県国民健康保険団体連合会 富山市下野 995-3	電話 076-431-9833
富山県福祉サービス運営適正化委員会 富山市安住町 5-21	電話 076-432-3280

(記録の整備)

第24条 当施設は、職員、設備、備品および会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する特定施設サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存することとする。

(その他運営に関する重要事項)

第25条 施設は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ② 繼続研修 年2回
- 2 必要があつて利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこととする。
- 3 特定施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者およびその家族に対し、運営規定の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得ることとする。
- 4 当施設は、特定施設サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険証者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無および要介護認定等の期間を確認することとする。
- 5 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 6 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 7 事業者は、従事者が高齢利用者に対しその行動、言葉において、虐待的行為を行わないよう従業者に対し、研修を実施し注意を喚起する。
- 8 この規程に定める事項の外、運営に関する重要な事項は運営主体法人と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成19年 4月1日から施行する

平成30年 4月1日 一部改定

平成31年 4月1日 一部改定

令和 1年 6月1日 一部改定

令和 1年10月1日 一部改定

令和 4年10月1日 一部改定

令和 6年 4月1日 一部改定

令和 6年 8月1日 一部改定